

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年9月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は3,900円、同年5月から25年6月までは4,000円、同年7月及び同年8月は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年4月1日から26年4月1日まで
② 昭和28年9月1日から29年5月1日まで

夫は、A市B区にあったC社で正社員として勤務していたが、この期間の一部に健康保険の加入記録はあるのに厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、D市に引き上げてから、E社に勤めたが、ここでの厚生年金保険被保険者記録がない。この事業所はその後、F社、G社と名称を変更している。

申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和24年4月1日から25年9月24日までの期間について、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の健康保険の資格取得日は24年4月1日、資格喪失日は25年9月24日と記録されていることが確認できる。

また、申立人についてのみ、当該被保険者名簿の厚生年金保険記号番号欄が空白となっているところ、日本年金機構は、「厚生年金保険記号番号欄が空白となっている理由は不明であるが、当該事業所に関する限り、申立人一人が健康保険のみの加入であったということは考えられず、不自然である。」

と回答していることから、申立人も同僚と同様に、健康保険の被保険者資格とともに厚生年金保険の被保険者資格も取得していたと考えることが自然であり、申立期間当時、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険被保険者記録に係る事務処理を誤ったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25 年 9 月 24 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所における申立人の健康保険の記録から、昭和 24 年 4 月は 3,900 円、同年 5 月から 25 年 6 月までは 4,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までの期間、及び 25 年 9 月 24 日から 26 年 4 月 1 日までの期間については、複数の元同僚の証言により、申立人が C 社に勤務していたことは推認できるものの、当該元同僚からは、申立人の入社時期や退職時期に関する具体的な証言が得られなかった。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、当時の事業主は病気のため事情を聴取することができないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②については、複数の元同僚が、申立人のことを知っていると言言するものの、申立人の具体的な勤務期間及び当該期間の勤務実態に関する証言が得られなかった。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、当時の事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、被保険者 18 名中、整理番号*番で被保険者資格を取得しているところ、申立人を含む当該 18 名の資格取得日及び資格喪失日は、いずれもオンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までの期間、25 年 9 月 24 日から 26 年 4 月 1 日までの期間、及び申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年8月まで
ねんきん定期便で、A社に勤務していた時の標準報酬月額が、平成7年4月から20万円に引き下げられていることが分かった。入社から退社まで給与の額は、月額30万円ぐらいで変わらなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、平成7年8月25日付けで、同年4月1日までさかのぼって20万円に引き下げられ、申立人の被保険者資格喪失日（同年9月21日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の事業主を含む同僚5人についても、申立人と同日付けで、標準報酬月額をさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人の離職時（平成7年9月）における賃金日額は、1万1,000円（月額に換算すると33万円）であったことが確認できることから、申立期間当時、申立人の給与額が当該減額訂正後の標準報酬月額（20万円）に見合う額に減額されたとは考え難い。

また、事業主は、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年8月25日付けで行われた遡及^{そきゅう}訂正処理は、事実^{じじつ}に即したものと^は考え難く、申立人について、さかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成8年7月1日、資格喪失日が13年10月16日とされ、当該期間のうち、同年9月16日から同年10月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年10月16日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月16日から同年10月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成8年7月1日、資格喪失日が13年10月16日とされ、当該期間のうち、同年9月16日から同年10月16日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の記録、当該事業所発行の退職証明書及び申立人が提出した給与明細書により、申立人は、当該事業所に平成13年10月15日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる

保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月1日から5年12月1日までの期間及び7年12月1日から8年6月25日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年3月から同年7月までは26万円、同年8月から5年11月までは12万6,000円、7年12月から8年5月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から8年5月まで

A社(現在は、B社)に勤務した平成4年3月1日から8年6月25日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年3月から5年11月までの期間及び7年12月から8年5月までの期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額から、4年3月から同年7月までは26万円、同年8月から5年11月までは12万6,000円、7年12月から8年5月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年12月から7年11月までの期間については、上記源泉徴収簿の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成14年11月から15年8月までは30万円、同年9月から16年1月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月から16年1月まで
② 平成17年5月31日から同年6月1日まで

申立期間①については、B社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。さかのぼって記録が訂正されたことについては何も知らなかったため、申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

申立期間②については、関連会社のA社（現在は、C社）からD社（現在は、E社）に異動し、期間を空けることなく継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成14年11月から15年8月までは30万円、同年9月から16年1月までは32万円と記録されていたところ、15年10月9日付けで、14年11月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、資格喪失日（16年2月2日）まで同額で継続しているこ

とが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社における元同僚 39 名の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成 15 年 10 月 9 日付けで、14 年 11 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所において社会保険事務を担当していた元取締役は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するために、さかのぼって申立人の標準報酬月額を引き下げた。標準報酬月額を引き下げることにについて、申立人は何も知らなかったはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 10 月 9 日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正^{そきゆう}処理は事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14 年 11 月から 15 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 16 年 1 月までは 32 万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書、F 町から提出された平成 17 年の住民税における社会保険控除額の記録及び雇用保険の記録により、申立人が A 社及び関連会社に継続して勤務し（同年 6 月 1 日に A 社から D 社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載された厚生年金保険料額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は、保険料を納付していたか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 17 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月から14年11月まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。自分が全く知らないうちに標準報酬月額を引き下げられているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成14年12月12日）の後の15年3月13日付けで、13年2月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主の標準報酬月額も、申立人と同様に平成15年3月13日付けで、13年2月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「申立期間当時、社会保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するために事業主と社会保険事務所の職員とが話し合い、さかのぼって事業主及び申立人の標準報酬月額を引き下げる処理を行ったと思う。申立人は、当該処理については知らなかったと思う。」と証言している。

また、商業登記簿によると、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できるところ、当該社会保険労務士は、「申立人は、会社の経営及び社会保険事務には関与していなかった。また、事業主と同等の権

限を有しているような立場ではなかった。」と証言している上、当該事業所の元従業員も、「申立人は、会社の資金繰り等には関与していたようだが、すべてに最終的な権限を有していたのは事業主であった。」と証言していることから、申立人は、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成15年3月13日付けで行われた標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^は考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月から 15 年 10 月まで
② 平成 16 年 9 月から 17 年 4 月まで

申立期間①については、標準報酬月額が約47万円から9万8,000円に引き下げられているが、私はA社における取締役ではあったものの、兼務役員の身分であり、さかのぼって記録が訂正されたことについて権限はなかった。

申立期間②については、実際に受け取っていた報酬月額よりも、年金事務所に記録されている標準報酬月額が低くなっている。

各申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、平成15年12月5日付けで、13年11月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、代表取締役1名及び同僚の取締役3名の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成15年12月5日又は同年12月8日付けで、13年11月1日又は15年9月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、申立人は、申立期間①において遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、滞納処分票により、申立期間当時の当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該事業所は、「申立期間当時、

厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するために、さかのぼって申立人の標準報酬月額を引き下げた。」と証言している。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、申立期間①において当該事業所の取締役であったことが確認できるところ、当該事業所は、「申立人は、現場に出る労働者を兼ねる立場にあった兼務役員で、事業所の経営や標準報酬月額を引き下げることについては権限がなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理^{そきゅう}に関与していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年12月5日付けで行われた標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと認められ、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、47万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人が所持する給与明細書及びB市から提出された平成17年の住民税における社会保険料控除額の記録により、申立人は、当該期間においてオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、C基金から提出された加入員台帳により、申立人に係る標準報酬月額が、平成16年9月1日に44万円に、同年10月1日に34万円に改定されていることが確認できるところ、当該額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年5月1日に厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年6月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年6月21日まで

空襲が激しくなったため、会社の命令で、昭和19年5月1日にC社D工場からA社B工場（E社の旧B工場）に異動になったが、異動後の厚生年金保険被保険者記録が無い。20年6月20日に入隊の通知が来て退社するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和19年5月1日付けでC社D工場から異動して勤務したとするA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿は、現存しないものの、「E社70年史」により、「昭和18年3月11日 C社と提携し、A社を創立」との記載が確認できること、及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、複数の元同僚に申立期間における当該事業所での被保険者記録が確認できることから、当該事業所は、申立期間当時、適用事業所であったことが認められる。

また、申立人が所持する写真及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが推認されるところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和19年5月1日から同年6月1日に訂正されているとともに、申立人の前後の94人も、所属する事業所を問わず資格取得日が同年6月1日に訂正されているこ

と、及び当該 94 人について、所属する事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者資格取得日と照合した結果、名前が確認できた 41 人の同名簿に記録された被保険者資格取得日は、いずれも訂正前の日付であることが確認できることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、訂正前の同年 5 月 1 日と推認される。

一方、申立人は、「昭和 20 年 6 月 20 日に入隊の通知が来て A 社 B 工場を退社し、7 月 1 日に軍隊に入った。」と主張しているところ、F 県発行の軍歴証明書により、申立人は、同年 7 月 1 日に入営したことが確認できること、及び元同僚が「入隊する人は、入隊日の 1 週間ぐらい前に退職した。」と証言していることから、申立人は、少なくとも同年 6 月 20 日までは、A 社 B 工場に継続して勤務していたものと推認される。

さらに、上記のとおり、i) 厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿に、申立人の被保険者資格取得日の記載は確認できるが、資格喪失日の記載がないこと、ii) 同払出簿の資格取得日は訂正されており、当該訂正後の資格取得日は誤りであることがうかがえること、iii) A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者記録が複数の元同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において確認できるにもかかわらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険の適用が確認できず、被保険者名簿も現存していないこと、及び iv) これらの事情について、G 事務センターは、「当時の資料が無く、事業所の適用状況が確認できない。また、被保険者名簿が現存しないことについても、資料消滅か紛失か判断できない。」と回答するのみで、当該名簿が現存しない原因も明らかではないことから、当時の社会保険事務所における申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 6 月 21 日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の記録から、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、19年5月22日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年1月1日まで

昭和15年1月ごろ、親戚を頼って上京し、17年6月から20年1月までA社に勤務していた。申立期間は、給与から保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、労働者年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和17年1月1日（労働者年金保険料の徴収開始が同年6月1日のため、実質上の被保険者資格取得日は同年6月1日になる。）であることが確認できるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によって、申立人はA社において同年1月1日付けで被保険者資格を取得したことが確認できる。

一方、申立人は、「帰省して徴兵検査を受けたが、病気のため合格基準外の「丙種」と判定され、入営することができなかった。会社へ正式な退職届を出さないまま実家で病気療養した。」と主張しているところ、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前が無い上、前述の申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同社における資格喪失日に係る記載が無いため、申立人の資格喪失日については確認できない。

しかしながら、申立人の徴兵検査が実施されたB市内の小学校の「学校日誌」

の記録により、申立人が受けたとされる徴兵検査は、昭和19年5月22日から5月29日までの期間において実施されたことが確認できることから、申立人は、少なくとも同年5月21日の時点においては、A社に継続して勤務していたものと推認される上、申立人は「朝は屋上で課長の訓示があった。在職中の工場は忙しく徹夜の作業もあった。」と供述していることから、継続して労働者年金保険の被保険者であったと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にA社において資格を取得した旨の記載が確認できるにもかかわらず、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前が無いことについて、年金事務所では、「A社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前が無いため、申立人の資格喪失日を特定することができない。」と回答するのみで、当該事情に係る原因も明らかではないことから、当時の社会保険事務所における申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、19年5月22日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年1月1日の申立人の被保険者資格取得時に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、90円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年5月22日から20年1月1日までの期間については、申立人が徴兵検査後は入営せず、会社へ正式な退職届を出さずまま実家で病気療養した旨供述しており、ほかに申立人が当該期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 54 年 6 月まで
昭和 54 年 7 月ごろ、父に勧められて国民年金の加入手続を行うとともに、当時実施されていた特例納付により、父が 20 歳からの私の国民年金保険料をすべて納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 7 月ごろ、父に勧められて国民年金の加入手続を行い、特例納付により国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は 55 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、これまでに 3 回実施された特例納付制度の第 3 回目の実施時期を既に過ぎている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、その父親が行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人は当該保険料納付に直接関与していなかったことから、納付状況が不明である。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は昭和 56 年 8 月に、その時点でさかのぼって納付することが可能な限度である 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 6 月まで

昭和 55 年*月に子供が産まれたことにより、56 年 3 月に会社を退職したので、同年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、特殊台帳（マイクロフィルム）及び A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者カードにより、申立人が 53 年 3 月 29 日に国民年金の任意被保険者資格を取得し、55 年 3 月 21 日に同資格を喪失していることは確認できるものの、申立期間について国民年金に加入していたことを示す記載は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和 53 年*月に最初の子供が産まれた後の同年 3 月に国民年金に加入したことは覚えているので、55 年*月に二番目の子供が産まれて会社を退職した後の申立期間についても加入したと思う。」とするのみで、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで
昭和42年10月に会社を退職する際、上司から、「大事なことなので、市役所に行って早く変更手続をなささい。」と勧められていたので、すぐに市役所支所で国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料の納付については、母が、弟の分と一緒に、納税組合を通じて納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和42年10月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は43年になってから国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は43年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が、弟の分と一緒に納付したと主張しているが、その母親は既に他界している上、申立人は当該保険料納付に直接関与していなかったことから、納付状況が不明であるとともに、申立人の弟は、申立期間当時は20歳前であるため、国民年金に加入していない。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和43年3月以前の欄には、未加入を表す斜線が引かれている上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 774 (事案 442 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 6 月 27 日に A 社を退職後、すぐに公共職業安定所と市役所の窓口に行き、失業保険、国民年金、国民健康保険の手続をした。

特に国民年金に関しては、大切なものと認識しており、最初に結婚した時は、きちんと納付していた。したがって、再婚した時にも納付していたと記憶している。

それなのに、申立期間が未加入とされており、納得できない。

前回の申立てでは、申立期間について、記録訂正不要とされたが、申立期間中に子供の予防接種等で何度も市役所に行く機会があり、その時にも保険料を納めた記憶がある。申立期間中に交付された母子手帳を提出するので、再審議を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 57 年 6 月から 61 年 3 月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 10 日付けで、申立期間を除く昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官（当時）へのあっせんが行われている。

また、昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの期間については、i) 申立人は、納付金額等の納付状況に係る記憶が曖昧であること、ii) 保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、iii) ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情が見当たらないことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として、申立期間内に

交付された母子健康手帳2冊を提出しているが、当該手帳には、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月まで
昭和 45 年 4 月末に A 社に入社し、46 年 6 月ごろまで B 営業所において勤務した。

初めての給料日に給与明細書を見て、面接時に決められた給与からの控除額が大きく、思ったより手取り額が少なかったのを覚えている。

給与から厚生年金保険料が引かれていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえるものの、当該元同僚からは、申立人の勤務期間を特定できる具体的な証言は得ることができなかった。

また、当該事業所の後継会社である C 社は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、当時の社会保険事務担当者についても所在及び生死が不明であると回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入（昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までは保険料未納期間）し、申立期間のうち、同年 4 月以降の期間において保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後において健康保険の整理番号は、連番で欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 7 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前後の標準報酬月額と比べて極端に低くなっている。申立期間当時は給料が順調に上がっていた時期だったので納得できない。
申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の人事台帳に記載された基本給と考えられる金額は、申立人が当該事業所に勤務した期間を通じて徐々に増額されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が記憶する同じ部署（B部C課）の元同僚で、被保険者記録が判明した13名のうち、5名については、それぞれの厚生年金保険被保険者期間（申立期間及びその前後約3年間）において、標準報酬月額が従前よりも減額された定時決定の記録が確認できる上、このうち、申立期間当時、申立人と同じ工事を担当していたとする元同僚2名については、申立人と同様に、いずれも昭和41年10月の定時決定において、標準報酬月額が従前よりも減額されて決定されていることから、複数の同僚の記録と比較して申立人の標準報酬月額のみが不自然であるとする状況は確認できない。

また、複数の元同僚は、「当時、B部C課では、仕事（工事）ごとに担当が決められ、担当した仕事の状況により残業手当の支給額は変動した。残業手当によって給与総額が増減するのは不自然ではない。」旨の証言をしている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、

申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は見当たらない。

加えて、当該事業所は、申立期間に係る給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる資料を保管していないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 23 日から 47 年 12 月 21 日まで
② 昭和 48 年 7 月 23 日から同年 12 月 19 日まで

厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、A社及びB社の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。

当時、脱退手当金という制度があったことは全く知らず、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立人に係る脱退手当金支給報告書に、支給対象となった被保険者期間や支給日（昭和 49 年 3 月 26 日）が記載されており、その記載はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社の資格喪失日が昭和 51 年 3 月 31 日となっているが、当時の上司から、有給は取らずに 3 月末日まで出勤するように厳しく言われたことを記憶しているので、資格喪失日は 4 月 1 日となるはずである。

申立期間を厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社（現在は、B社）が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、当該事業所を昭和 51 年 3 月 30 日に離職したことが確認できる。

また、申立人は、「当時、上司から 3 月末日まで出勤するよう命じられた。」と主張しているところ、当該元上司は、申立人の退職月の勤務状況を記憶していない上、申立人の退職時期に係る同僚証言も得られなかった。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の関連資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存していないと回答している上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
申立期間において、A大学B学部附属病院に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が空白となっている。
申立期間における妻の国民年金(第3号被保険者)の記録は継続されていることから、私の厚生年金保険の記録が空白となるとは考え難い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A大学B学部附属病院において、平成9年3月31日付けで厚生年金保険の資格を喪失した後、同年4月1日付けで、国家公務員共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる。当該事業所から提出された人事記録によると、申立人は、医員(非常勤職員)を、「平成9年3月30日限りで退職した。」、及び「平成9年4月1日 C職(一)2級(A大学助手B学部)に採用する。」と記載されており、当該医員に係る退職日の翌日は、申立人のオンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、当該事業所は、厚生年金保険料は翌月控除であると回答しているところ、当該事業所から提出された職員別給与簿によると、申立人は、平成9年4月分給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 47 年 12 月 1 日まで
昭和 43 年 10 月 1 日から 47 年 12 月 1 日までA社に勤務し、この間給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員数について、申立人は、「2名から3名」と記憶しているところ、事業主の長男及び長女は、「機械運搬車の運転手以外に従業員がいたことを知らない。」と証言しており、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所の事業主は既に死亡し、事業主の妻は療養中である上、申立人も元同僚の氏名等を記憶しておらず、事業主の長男は、「申立期間当時、人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等は作成していなかったと思われる。」と証言していることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業主及びその妻は、申立期間及びその前後の期間において国民年金に加入していることが確認できる。

なお、雇用保険の記録によると、申立人は、A社における被保険者記録は確認できないものの、申立期間中の昭和 47 年 6 月 26 日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、オンライン記録によると、B社は、昭和 47 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月から 30 年 3 月まで
昭和 28 年 3 月から 30 年 3 月まで A 社に勤務し、この間は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が元同僚であったとする者 9 名は、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、当該元同僚からは、申立人の当該事業所における勤務実態及び勤務期間について証言が得られない

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 28 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、当時の事業主も既に死亡しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が保存されていないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用開始日（昭和 28 年 9 月 1 日）から 31 年 12 月 31 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者 19 名の健康保険の整理番号は、連番で欠番が無い上、申立人は、当該事業所における勤務期間に係る記憶が明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 63 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成元年 4 月 3 日から同年 7 月 4 日まで
④ 平成 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日まで

以前から自分の年金記録に抜けている事業所があり、社会保険事務所(当時)に相談をしていたが判明しなかった。今回申し立てた4つの事業所は、すべて正社員として勤務し、在籍は確認済みであり、給与から保険料も控除されていたので被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言及び事業所の回答により、申立人が当該期間においてA社にトラック運転手として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時は、正社員のみを厚生年金保険の被保険者としていた。申立人は契約社員のトラック運転手であったので、厚生年金保険に加入させず、給与からの保険料控除もしていない。現在は、契約社員は2か月の試用期間の後に厚生年金保険の加入手続をしている。」と回答している。

また、当該事業所の総務担当者は、「トラック運転手は、1か月単位の契約社員であり、厚生年金保険も雇用保険も加入の対象にしていない。顧問の社会保険労務士にも確認してもらったが、申立人について届出をした記録は残っていない。申立人の後任の運転手も厚生年金保険に加入していない。」と証言しているところ、申立人には当該事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、当該事業所は、申立人以外の従業員の雇用契約の形態については、「個人情報であるので、開示できない。」としており、申立期間当時における契約社員に係る厚生年金保険被保険者記録の状況について確認できない。

2 申立期間②については、元同僚の証言から、申立人がB社に勤務していた

ことは推認できるものの、勤務実態及び勤務期間を特定する証言が得られない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 63 年 3 月 22 日に C 社を離職し、その 4 日後の同年 3 月 26 日に申立期間後に勤務した D 社において資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「1 日でも勤務すれば、厚生年金保険に入っているはずだ。」と主張しているところ、B 社は、「1 週間の勤務では期間が短すぎるので、厚生年金保険の資格は取得させず、給与も一時払いの精算で、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

- 3 申立期間③については、元上司の証言により、申立人が E 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定する証言は得られず、申立人の雇用保険の記録も確認できない。

また、当該元上司は、「申立人は臨時採用であったので、社会保険の加入手続きも、給与からの保険料控除もしなかった。」と証言しており、申立人が記憶している同種の業務を行っていた元同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、保管している届出控の中に申立人に係る記録は見当たらないと回答している。

- 4 申立期間④については、雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人が当該期間において F 社（現在は、G 社）に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時の事務担当者は、「申立人は見習社員の条件で採用し、見習期間満了前に退職したため、厚生年金保険の資格取得の届出は行わず、給与から厚生年金保険料を控除することもなかった。」と証言している。

また、申立人は、「妻の国民年金の種別変更の届出は自ら行っていた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立人が申立期間前に勤務した H 社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成 6 年 3 月 1 日）後の同年 3 月 24 日に、国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更を行い、申立人が申立期間後に勤務した I 社において同資格を取得した日（同年 6 月 1 日）後の同年 6 月 28 日に、第 3 号被保険者に再び種別変更されていることが確認できる上、申立人は、妻が第 1 号被保険者であった期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間において自らが厚生年金保険の被保険者でなかったことを承知していたことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存期間経過のため廃棄しており、申立人に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認できない旨回答している。

- 5 このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。